

商工会の共済制度 **かがやき** ご案内

10月7日(月)～21日(月)にかがやきキャンペーンを実施いたします！広島県共済のご担当者様と一緒に事業所へ訪問させていただきますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。
 また、既契約の方で契約内容について説明を聞かれない方がおられましたら、お伺いしますのでお気軽に商工会へご連絡ください。



ケガ や **病気** で
入院・通院などをされた時は
かがやきにお任せください！

商工会の共済制度「かがやき」
 イメージキャラクター
 かがやきマン

★ 商工会の共済制度 **かがやき** の保障内容 ★

福利厚生タイプ		医療充実タイプ	
保障内容	満3歳～満80歳	満3歳～満69歳	満70歳～満80歳
ケガの死亡	500万円	300万円	200万円
ケガの後遺障害	250万円～10万円		
ケガの入院	1日 7,000円	100万円	30万円
ケガの通院	1日 3,500円	ケガ・病気の入院	1日 6,000円 / 1日 3,000円
ケガ手術見舞金	入院して手術を受けたら 一律 3万円	ケガの通院	1日 3,000円 / 1日 3,000円
病気入院見舞金	3日以上入院で 一律 3万円	病気で5日以上入院後の通院	1日 3,000円 / 1日 3,000円

※入院：1日～50日、ケガ通院：1日～50日、病氣通院：1日～30日
 ※入院：1日～100日、通院：1日～50日

つながる力で、安心と成長を
広島県共済
 (広島県認可)
 広島県中小企業共済協同組合
 〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
<https://www.kyosai.or.jp>
 広島県共済組合員相談室 ☎ 0120-708030

定額減税に係る 年末調整&確定申告実務研修会

本セミナーでは、税理士の石森先生をお招きし、定額減税に係る年末調整事務や確定申告事務について、要点を整理し具体的に分かりやすく解説して頂きます。

- ① 日 時：令和6年11月18日(月) 18:00～20:00
 場 所：東広島市役所豊栄支所小会議室
 (東広島市豊栄町鍛冶屋 963-2)
- ② 日 時：令和6年11月20日(水) 18:00～20:00
 場 所：広島県央商工会本所
 (東広島市河内町中河内 1235-2)

講 師：GO&DO 篠原税理士法人
 税理士 石森仁美 (いしもりひとみ)

参加料：無料
 定 員：各10名

申込み：別紙をご覧頂き、商工会へ TEL または FAX にてお申込み下さい。



広島県事業引継ぎ支援センター 出張「無料相談会」のご案内

事業を譲りたい・譲り受けた方、事業の後継者がいない・引継ぎに不安がある方は、広島県事業引継ぎ支援センターにご相談ください。

日 時：令和6年10月28日(月) 10:00～16:00
 場 所：広島県央商工会 本所2階
 (東広島市河内町中河内 1235-2)

- 時 間：① 10:00～11:00
 ② 11:00～12:00
 ③ 13:00～14:00
 ④ 14:00～15:00
 ⑤ 15:00～16:00

相談員：事業引継ぎ支援センター
 マネージャー 岡光寛

相談料：無料

申込み：別紙をご覧頂き、商工会へ TEL または FAX にてお申込み下さい。



北部会館事務備品等 譲渡のご案内

広島県央商工会北部会館の事務所移転に伴い、会員の皆様に対し北部会館にて使用していた備品を譲渡いたします。

- ・日時 令和6年10月25日(金) 9:00～10:00
- ・場所 広島県央商工会 北部会館(旧会館)
 豊栄町鍛冶屋 444-7
- ・譲渡方法
 - ① 原則有償で各備品に値付けしています。
 - ② 9:00～10:00迄に希望品目に投票して頂きます。
 - ③ 希望者多数の場合は抽選とします。
 - ④ 当日精算といたします。
 - ⑤ 各品目の持帰りは当日に購入者でお願いいたします。
 (当日16:00迄にお願いいたします)

・主な備品
 事務机、キャビネット、ロッカー、食器棚、傘立て、灰皿(大型)、会議机、パイプ椅子、演台、PCラック、ホワイトボード、ガスコンロ、小型テレビ、冷蔵庫、金庫、食器類、事務用品、etc

お問い合わせ：広島県央商工会 TEL：082-437-0180 FAX：082-437-0250

労働保険事務組合委託事業場 各位 労働保険料 第2期分 口座引落のお知らせ

引落日：令和6年10月31日(木)

金額、引落口座等につきましては、7月に発送しております「労働保険料等納入通知書」をご参照下さい。

第17回セントルマルシェ ～ Monozukuri Monogatari ～

日 時：令和6年11月3日(日) 10:00～16:00
 会 場：豊北木材工業(株) 製材所跡地(東広島市豊栄町乃美 829)
 無料駐車場：トムミルクファーム駐車場
 ※少雨決行・荒雨中止
 お問い合わせ：セントルマルシェ運営委員会
[TEL:080-1909-6548](tel:080-1909-6548) FAX:082-420-3380

全国商工会会員福祉共済 能登半島地震応援キャンペーン



キャンペーン期間中に福祉共済に加入すると、
石川県「特産品」3,000円相当が抽選で当たります！

▼キャンペーン対象期間

令和6年4月1日 ▶ 令和7年2月1日

▼応募方法

1. キャンペーン対象期間に契約を開始する場合、概ね1か月以上前に加入手続きが必要になります。詳しくは商工会までお問い合わせください。
2. 上記期間中に福祉共済に新規加入されたけがの補償・がんの補償・生命の補償が対象です。(医療特約のみの追加の方は対象外)
3. 上記期間中に新規にご契約いただくと自動的に応募になります。

▼抽選・発表方法

・プレゼント賞品

石川県の特産品「3,000円」相当を、キャンペーン期間中合計200名の方にプレゼントします。

・抽選・発表

第1回:2024年9月入金確認後、厳選なる抽選を行います。←※終了

第2回:2025年2月入金確認後、厳選なる抽選を行います。

賞品は商工会より持参、又は発送させていただきます。

当選者の発表は、賞品のお渡しをもって代えさせていただきます。

▼応募にかかる注意事項

応募は一被共済者あたり一口の応募になります。複数の被共済者の同時加入に対しては、その契約に対応する複数口の応募になります。けが、がん、生命プランの追加も一被共済者あたり一口の応募になります。掛金が引落不能で解除された場合、キャンペーンの対象外になります。

制度概要・補償内容については、
ホームページおよびQRコードよりご覧ください。

URL: <https://www.fukushi-kyousai.com/>



小規模企業共済にかかのご案内

制度説明

小規模企業共済は国がつくった経営者のための退職金制度です。

加入対象者：個人事業主、共同経営者、会社等役員

業種	従業員数
小売・卸売・サービス業等 ※旅館・娯楽業除く	従業員5人以下
農林漁業・製造業・建設業 運送業・旅館業・娯楽業等	従業員20人以下

ポイント① 掛金は全額所得控除

掛金は月額1,000円～70,000円の範囲(500円単位)で自由に選べます。払い込んだ掛金は、金額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

ポイント② 受取時も税制メリット

- ▶ 一括受取 退職所得扱い
- ▶ 分割受取 公的年金等の雑所得扱い

ポイント③ 一般貸付制度

事業資金に困った場合、掛金の納付月数により、掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。
貸付利率 年1.5%

お知らせ

◎掛金控除証明書の発行について

以下の方については、令和6年11月中旬～下旬に掛金控除証明書が登録住所へ郵送されます。確定申告時に必要となりますので保管をお願いします。

- ▶ 令和6年9月までに「現金あり」で加入し、同年1月～9月までに掛金を納付した方
 - ▶ 令和6年7月までに「現金なし」で加入し、同年9月までに口座振替をした方
- ※ 上記以外の時期に加入された方は発送時期が異なります。

◎12月は前納集中月です

小規模企業共済の掛け金引き落とし方法は「毎月払い」「半年払い」「年払い」の3種類です。掛金を年払いで引き落とされる契約者様は資金不足により振替不能とならないようご注意ください。

12月の預金口座振替日 12月18日(水)

また、令和6年分の月額掛金を変更される方はお早目の手続きをお願いいたします。

最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は令和6年10月1日から

時間額 **1,020** 円です。

(令和6年9月30日までは、970円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

* 広島県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

* 特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。

* 年齢・性別・雇用形態(常用・臨時・パート・アルバイト等)、支払形態(月給・日給・時給等)の別を問いません。派遣労働者については派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

・お問い合わせ先 広島労働局賃金室 Tel 082-221-9244
三原労働基準監督署 Tel 0848-63-3939

マル経融資の金利について

マル経金利は、下記の通り改定されましたので通知いたします。

改定前 1.45% ⇒ 改定後 **1.35%**

適用年月日：令和6年10月1日(火)

賃金引上げに関する主な支援

1 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入・人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング等)を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

- ・お問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター Tel 0120-366-440
広島働き方改革推進支援センター Tel 0120-610-494
- ・申請先 広島労働局 雇用環境・均等室 Tel 082-221-9247

2 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

- ・お問い合わせ先 広島労働局職業安定部職業対策課 Tel 082-502-7832

3 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

- ・お問い合わせ先 中小企業税制サポートセンター Tel 03-6281-9821

次回会報発行予定 12月初旬